

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年10月1日

京都市長 樋 本 賴 兼

京都市規則第46号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第20条の7を削る。

第20条の8中「障害補償年金」の右に「（条例別表第2に掲げる第1級から第3級までの等級に該当する身体障害に係るものに限る。次条及び第21条の2において同じ。）」を加え、同条を第20条の7とする。

第21条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「36,000円」を「38,000円」に改める。

第31条の表中

「

介護用機器に関する事業申請書

第22条関係

第20号様式

在宅介護のための住宅に関する事業申請書 身体障害者用自動車に関する事業申請書	第22条関係	第21号様式
傷病特別支給金申請書 傷病特別給付金申請書	第22条関係	第22号様式

を

」

「

在宅介護のための住宅に関する事業申請書 身体障害者用自動車に関する事業申請書	第22条関係	第20号様式
傷病特別支給金申請書 傷病特別給付金申請書	第22条関係	第21号様式

に

」

改め、同表長期家族介護者援護金申請書の項中「第23号様式」を「第22号様式」に改め、同表福祉事業申請書の項中「第24号様式」を「第23号様式」に改める。

第20号様式を削り、第21号様式を第20号様式とし、第22号様式を第21号様式とし、第23号様式を第22号様式とし、第24号様式を第23号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則

第21条の規定は、平成16年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)